

ふれあい・いきいきサロン助成要綱

(趣 旨)

第1条 少子高齢化・核家族化の進むなか、高齢者また障害者等がふれあいを通じて生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに心身機能の維持向上、介護予防を目的に小地域で実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(運営主体)

第3条 運営主体は、市社協、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等が運営主体となり、地域住民など、この事業に理解と熱意のある者の参加協力により運営する。

(登 録)

第4条 「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）を設置しようとするグループは、ふれあいサロン登録カード（様式第1号）に必要事項を記入の上、運営主体に届け出を行い、市社協に登録する。

(参加対象者)

第5条 サロンの参加者は、地域に居住する高齢者・障害者及び子育て中の親達とし、地域の実情に合わせて選定する。

(事業内容)

第6条 参加者が気軽に集まり、協力しあい参加者の意見、要望に添って以下のような内容を実施する。

- (1) おしゃべり、歌、会食
- (2) レクリエーション（手芸、講話、ビデオ鑑賞、ゲーム等）
- (3) 健康管理（血圧チェック、健康体操、健康講話等）
- (4) 季節の行事（節句、ハイキング等）
- (5) 世代間交流等（保育園児、幼稚園児、子ども会等との交流）
- (6) その他（参加者や協力者の希望による企画）

(利用者)

第7条 サロンの参加者は、ボランティアと共に活動をする事とし、参加費1回100円を負担する。

(活動助成)

第8条 事業実施にかかる助成は、別紙サロン助成基準に基づき助成する。

(事業費の請求及び支払い)

第9条 運営主体は、ふれあい・いきいきサロン事業計画書(様式第2号)及び事業請求書(様式第3号)を事業実施までに提出しなければならない。

2 市社協は、前項の請求に基づき地域の実情に応じて分割して支払うことができる。

(事業報告書)

第10条 運営主体は事業完了後、事業報告書(様式第4号)を市社協に提出する。

(事業費の返還)

第11条 市社協は、事業の目的に照らし事業の運営が適当でないと認めたときは、事業補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 運営主体は、事業完了後事業費に残余が生じたときは、速やかに返還しなければならない。

(活動上の事故)

第12条 活動中の事故に対しては、市社協では責任を負わない。

(守秘義務)

第13条 サロンで知り得た情報は外に漏らしてはならない。

(保 険)

第14条 サロンの参加者は「ふれあい・いきいきサロン活動保険」に加入するため、別紙の金額を負担する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日より実施する。

附 則

この要綱の改正は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より一部改正・施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

平成 年度ふれあい・いきいきサロン登録カード

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 白川晴司様

団体名 _____ 印

下記のとおり、ふれあい・いきいきサロンを（新規・継続）登録しますので、届けて出します。

参加の対象者（高齢者・障害者（児）・児童）

※あてはまる対象を○で囲んでください。

ふれあい・いきいきサロン名	
代表者氏名	
主にサロンを開催する場所	
結成日	
サロンの回数	
サロンの内容	
サロン参加者名簿を添付（別紙2）	
ボランティア名簿を添付（別紙3）	
サロン保険加入	有 ・ 無

※ 名簿は、ふれあい・いきいきサロン傷害保険に加入するとき必要で、他に漏れることはありません。

平成 年度ふれあい・いきいきサロン事業請求書

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 白川晴司様

団体名 _____ 印

¥					
---	--	--	--	--	--

但し 介護予防事業材料代 (月分)

・ 開催日 _____

・ 開催地 _____

・ ボランティア数 _____

・ 参加者数 (対象者) _____

・ 活動内容 (簡単にご記入下さい)

--

(別紙2)

平成 年度ふれあい・いきいきサロン参加者名簿

団体名 _____

氏 名	住 所	電 話

(別紙3)

平成 年度ふれあい・いきいきサロンボランティア名簿

団体名 _____

氏 名	住 所	電 話

(別紙)

○ ふれあい・いきいきサロン助成基準

1名 1回	200円
-------	------

○ ふれあい・いきいきサロン活動保険

社協が行うふれあい・いきいきサロン活動中、その参加者の急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。また、活動のための自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

【補償の対象者】

サロンに参加している利用者・社協職員・ボランティアなど

補償の内容		金額
補償金額	死亡・後遺障害	200万円
	入院日額	2,500円
	通院日額	1,500円
掛金	1名・1日あたり	13円

【掛け金の計算例】

加入例／1日参加人数50名、年間開催日数10日間で加入する場合（全員）

年間延べ人数：50名×10日間＝500名

掛金：500名×13円＝6,500円

ケガなどをした場合は、速やかに観音寺市社会福祉協議会へご連絡下さい。

ふれあい・いきいきサロン助成要綱 改正について

改正前

(事業の請求及び支払い)

第9条 運営主体は、ふれあい・いきいきサロン事業計画書(様式第2号-1)及び事業予算書(様式第2号-2)事業請求書(様式第3号)を事業実施までに提出しなければならない。

(事業報告書)

第10条 運営主体は事業完了後、事業報告書(様式第4号)及び収支決算書(様式第5号)を市社協に提出する。

(事業費の返還)

第11条 市社協は、事業の目的に照らし事業の運営、予算の執行が適当でないと認めたときは、事業の全部又は一部の返還を命ずることができる。

改正後

第9条 運営主体は、ふれあい・いきいきサロン事業計画書(様式第2号)及び事業請求書(様式第3号)を事業実施までに提出しなければならない。

第10条 運営主体は事業完了後、事業報告書(様式第4号)を市社協に提出する。

第11条 市社協は、事業の目的に照らし事業の運営、費用の執行が適当でないと認めたときは、事業補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附則 この要綱の改正は、平成20年4月1日より一部改正・施行する。